

当行では、お客様のペイオフに関するさまざまな疑問・不安に丁寧・的確にお答えしております。

ペイオフQ&A

Q1

ペイオフについて、教えてください。

A

ペイオフとは、金融機関が万一破綻したときに預金者を保護するため、金融機関が加入している預金保険機構が、預金者に一定額の保険金を支払う仕組みのことです。

預金保険制度で保護される預金は、1金融機関につき1人あたり元本1,000万円までとその利息が原則となります。対象となる預金商品は、右記の預金保険対象商品と保護の範囲をご覧ください。なお、平成17年4月以降も、決済用預金は全額保護の対象となります。

Q2

預金で1,000万円までとその利息を超えた部分はまったく戻ってこないのですか？

A

預金で1,000万円までとその利息を超えた部分については破綻金融機関の財産の状況に応じて一部カットされることがありますが、概算払い率(0~100%)に基づいた部分は預金者に戻ります。概算払い率とは、預金保険機構が銀行の資産の買取りを行い、銀行の破綻処理が済んだ時点で、費用等を差し引いてどの程度の弁済が見込めるかを考えて決められます。

Q3

ペイオフや預金保険に関する資料・情報の入手方法は？

A

当行では、ペイオフに関するお客様の疑問・不安にお答えするために、「ペイオフ相談窓口」を設置しております。専門のファイナンシャル・プランニング技能士がさまざまなペイオフに関する相談に丁寧・的確にお答えします。詳しくは、推進部個人営業課までお問い合わせください。また、当行本支店窓口で預金保険制度のリーフレットを備えています。

お問い合わせ先

推進部個人営業課 TEL022-225-8602

受付時間：月～金曜日 9:00～17:00(土日祝日を除きます。)

預金保険対象商品と保護の範囲

商品の分類		期間	平成14年4月1日～ 平成17年3月31日	平成17年4月1日～
預金保険の対象商品	当座預金、普通預金、別段預金		全額保護	利息のつかないなどの条件を満たす預金 ^{※2} は、全額保護
	定期預金、貯蓄預金、通知預金、定期積金、元本補てん契約のある金銭信託（ビッグなど貸付信託を含みます）、金融債（ワイドなど保護預かり専用商品に限ります）など ^{※1}		銀行ごとに、預金者1人あたり、合算して元本1,000万円までとその利息等 ^{※3} を保護 〔1,000万円を超える部分は破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます。（一部カットされることがあります。）〕	
預金保険の対象外商品	外貨預金、譲渡性預金、元本補てん契約のない金銭信託（ヒット、スーパーヒットなど）、金融債（保護預かり専用商品以外のもの）など		保護対象外 〔破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます。（一部カットされることがあります。）〕	

※1 このほか、納税準備預金、掛金、預金保険の対象預金等を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。

※2 決済用預金といいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。

※3 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配のうち一定の要件を満たすもの等も利息と同様保護されます。

※日本国内に本店のある銀行は、すべて預金保険制度に加入しています。ただし当該銀行が海外支店で受け入れる預金等は、預金保険制度の対象外となります。

預金保険制度のリーフレットをご覧ください。

リーフレットは、当行本支店窓口
備えております。



金融広報中央委員会
作成リーフレット

関連ホームページ
もご覧ください。

預金保険機構
金融庁
金融広報中央委員会

<http://www.dic.go.jp/>
<http://www.fsa.go.jp/>
<http://www.saveinfo.or.jp/>